

茅ヶ崎市民活動サポートセンター レターケース利用規約

平成29年4月1日現在

サポセンのレターケース設備を、市民活動に必要な書類の保管や郵便物の受取、団体内の連絡、他団体との情報交換等にご利用いただけます。

■利用対象

茅ヶ崎市市民活動推進条例で定めている「市民活動」を行う団体

■サイズ/個数

引出し内寸：幅 23.5 cm×奥行 32.0 cm×高 6.8 cm / 116 個

■利用料金 (平成29(2017)年4月現在)

無料

■利用期間

最長4月1日～翌年3月31日までの1年間、1ヶ月～数ヶ月の短期利用も可

■利用申し込み

- ・「レターケース使用申請書」に必要事項を記入し、指定管理者まで提出してください。

■利用上のルール

- ・一つの市民活動団体につき1個のレターケースが利用できます。
- ・書類等、レターケース内に収まるもののみ保管できます。貴重品、生鮮物、危険物等は保管できません。
- ・レターケース内の物品の管理は利用団体の責任で行ってください。
万一、管理品の紛失・破損等があった場合、当センターは一切の責任を負いません。
- ・郵便物の宛名は、次のとおり記入するよう周知してください。但し、書留・速達はお預かりできません。宅配便に関しては、事前にご相談ください。

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-2-7

茅ヶ崎市民活動サポートセンター気付

レターケース NO.〇〇

〔団体名〕

〔受取人氏名〕

- ・次の場合は、速やかに指定管理者までご連絡ください。
 - ① 団体名称、代表者(連絡先)に変更が生じた場合
 - ② 解散などによりレターケース利用を取り消す場合
 - ③ レターケースを破損した場合(修繕相当額をご負担いただきます)
- ・利用終了時は、レターケース内を原状復帰してください。レターケース内に物品が残っていた場合は、当センターにて処分させていただきます。
- ・茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例に基づき、災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき、レターケース使用の承認取り消し、または使用中止をお願いする場合があります。